

自己資本管理方針

1. 目的

自己資本管理とは、自己資本を経営体力の範囲内で各リスクカテゴリー別に最適配賦することで財務の健全性を確保しつつ資本効率を高める（以下「リスク資本管理」という）とともに、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条第1項において準用する「銀行法」第14条の2第1号に定める基準（以下「自己資本比率」という）を適切な水準に維持すること（以下「自己資本比率管理」という）をいう。

この管理方針は、「リスク資本管理」及び「自己資本比率管理」に関する基本的事項を定めることを目的とする。

2. 自己資本管理における用語の定義

(1) 共通

①自己資本管理部署

自己資本管理のため、「自己資本充実に関する施策の実施」、「自己資本充実度の評価」及び「自己資本比率の算定」を行う各部署をいう。

②自己資本管理担当理事

自己資本管理部署を所管する担当理事をいう。

③自己資本管理者

自己資本管理部署の部長をいう。

(2) リスク資本管理

①リスク

別に定める「統合的リスク管理方針」及び関連規程に定める各種リスクをいう。

②資本配賦

リスク資本管理の観点に立ち、事業計画や収益目標等を達成するために必要な自己資本を、リスク区分ごとに割り当てることをいう。

③リスク資本

資本配賦の上限額をいう。

④リスク資本枠

上記③の範囲内で、リスク区分ごともしくは業務区分ごとに割り当てられた資本額をいう。

⑤自己資本

基本的項目（Tier I）及び補完的項目（Tier II）（資本性のものに限る）の合計額をいう。

(3) 自己資本比率管理

法令の定めによる。

3. 経営陣の役割・責任

(1) 理事会

- ①自己資本管理が戦略目標の達成に重大な影響を与えることを認識し、自己資本管理を重視した運営を行う。
- ②リスク資本及びリスク資本枠を決定する。
- ③自己資本比率の目標を決定する。
- ④自己資本充実度の評価を行う。
- ⑤自己資本充実に関する施策の実施を決定する。

(2) 理事長

- ①常勤役員会で協議の上、自己資本管理態勢を整備する。
- ②自己資本管理の執行状況の検証及び必要に応じた管理態勢の改善を行う。
- ③理事会の意思決定に必要な情報の提供を行う。
- ④自己資本管理担当理事に対し必要な指示を行う。

(3) 自己資本管理担当理事

- ①自己資本管理部署の態勢整備や確立に向けた方針及び具体的な施策を策定する。
- ②自己資本管理部署の自己資本管理状況を検証し、実態に即した指示を行う。
- ③理事長の意思決定に必要な情報の提供を行う。
- ④自己資本管理者に必要な指示を行う。

熊谷商工信用組合